

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成24年9月28日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成24年9月28日（金曜日）

午前10時1分開議

午後0時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第7号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

報告第7号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第44号 平成23年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第45号 公立大学法人熊本県立大学の平成23年度に係る業務の実績に関する評価について

報告第46号 公立大学法人熊本県立大学の中期目標に係る事業報告書の提出につい

て

報告第47号 公立大学法人熊本県立大学の中期目標に係る業務の実績に関する評価について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

請第22号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第26号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願

報告事項

①熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策について

②地域を支える体制のあり方について（案）

③平成23年度熊本県普通会計決算の概要について

④鹿児島県を加えた四県での防災消防ヘリコプター相互応援協定の締結について

⑤川辺川ダム問題について

委員会提出議案

私学助成の充実強化に関する意見書

出席委員（8人）

委員長 池田和貴

副委員長 東充美

委員 早川英明

委員 氷室雄一郎

委員 荒木章博

委員 鎌田聡

委員 中村博生

委員 重村栄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹
 危機管理監 佐 藤 祐 治
 秘書課長 山 口 達 人
 首席審議員兼広報課長 田 中 浩 二
 危機管理防災課長 福 島 誠 治
 知事公室付政策調整監 成 富 守

総務部

部 長 駒 崎 照 雄
 政策審議監 鷹 尾 雄 二
 文書私学局長 岡 本 哲 夫
 総務税務局長 倉 永 保 男
 総括審議員兼市町村局長 小 嶋 一 誠
 人事課長 古 閑 陽 一
 財政課長 浜 田 義 之
 県政情報文書課長 本 田 雅 裕
 私学振興課長 仁 木 徳 子
 総務事務センター長 兼 行 雅 雄
 管財課長 吉 永 一 夫
 税務課長 渡 辺 克 淑
 市町村行政課長 能 登 哲 也
 市町村財政課長 山 口 洋 一
 消防保安課長 原 悟

企画振興部

部 長 錦 織 功 政
 理事兼
 交通政策・情報局長 小 林 豊
 政策審議監 内 田 安 弘
 総括審議員兼
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚
 企画課長 坂 本 浩
 首席審議員兼地域振興課長 津 森 洋 介
 文化企画課長 草 野 武 夫
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦
 交通政策課長 中 川 誠
 情報企画課長 古 谷 秀 晴
 統計調査課長 池 田 正 人

出納局

会計管理者兼出納局長 東 泰 治
 会計課長 福 島 裕
 管理調達課長 前 野 弘

人事委員会事務局

局 長 岡 村 範 明
 総務課長 吉 富 寛
 公務員課長 松 永 寿

監査委員事務局

局 長 本 田 恵 則
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純
 監査監 藤 本 耕 二
 監査監 瀬 戸 浩 一

議会事務局

局 長 長 野 潤 一
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市
 議事課長 佐 藤 美 智 子
 首席審議員兼政務調査課長 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦
 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時1分開議

○池田和貴委員長 おそろいのようにございますので、それではただいまから第5回の総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第22号及び請第26号について、提出者からの趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第22号についての説明者を入室させていただきます。

（請第22号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にさせていただいて結構だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

（請第22号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 ありがとうございます。趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りをいただきます。ありがとうございました。

（請第22号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、請第26号についての説明者を入室させてください。

（請第26号の説明者入室）

○池田和貴委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。どうぞ。

（請第26号の説明者の趣旨説明）

○池田和貴委員長 趣旨はよくわかりました。後で審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第26号の説明者退室）

○池田和貴委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等についての執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

説明に当たっては、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。それと、きょうは資料が多うございますので、説明される資料は、委員の先生方によくわかるように示した後に説明をよろしく願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算、後議分でございます。

議案第2号として、これまでの経済対策において造成した基金を活用する事業を2.9億

円、通常分を1.6億円、合計で4.5億円計上いたしております。

また、熊本県税条例の一部を改正する条例等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、財政課長から、平成24年度9月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○濱田財政課長 A4の横長でございます。総務常任委員会説明資料(後議)と表紙に記載をした資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

9月補正予算(後議分)の概要を御説明いたします。

ただいま総務部長が説明申し上げましたとおり、今回の一般会計補正は、国の経済対策基金を活用する事業を初めとして、総額で4億5,100万円の増額補正を計上いたしております。補正後の一般会計の予算規模につきましては、中段に書いてございますとおり、7,595億2,000万円となります。

なお、下表に書いてございますとおり、特別会計でも1つ補正予算がございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページにかけてが、一般会計の歳入予算でございます。

3ページをお願いいたします。

一番上段、9、国庫支出金でございますが、これは事業の追加実施に伴います500万円余の増。それから、12番目の繰入金でございます。これは、国の経済対策基金を活用する事業の財源として、それぞれ関係する基金から2億8,500万円余を繰り入れてございま

す。15番目の県債でございます。普通建設事業の財源として9,000万円を追加いたしております。

4ページをお願いいたします。

4ページから、歳出予算でございます。

まず、4ページの1番の一般行政経費でございますが、このうち(3)の物件費をごらんいただきますと、緊急雇用創出関係あるいは世界農業遺産の推進関係で6,100万円余を、また、(4)のその他でございますが、ここは主に国の経済対策基金の活用事業を中心にしまして1億6,600万円余を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

2の投資的経費のうちの普通建設事業費でございます。ここに単独分として公園整備事業や新しいグリーン・ニューディール基金の活用事業、これを中心に2億2,300万円余を計上いたしております。

次の6ページをお願いいたします。

6ページは、先ほど歳入予算における県債の追加に伴います地方債の補正でございます。

以上が9月補正予算(後議分)の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。同じく、資料の7ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県税条例の一部を改正する条例についてでございます。資料8ページの条例の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨に記載しておりますとおり、2つの法律の改正に伴い条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、まず狩猟税関係につきましては、県税条例において、有害鳥獣の捕獲等に従事する者の税率を2分の1

に軽減する特例を定めておりますが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例で引用する同法の条項にずれが生じたため、これを整理するものでございます。

次に、法人県民税関係につきましては、県税条例において、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律による承認を受けた経営基盤強化計画に基づき、中小企業を合併して設立された法人について、3年間、法人税割の税率を5%に軽減する特例を定めております。

これまでこの特例の適用実績はなく、また、今般、国において施策の見直しが行われ、経営基盤強化計画関係の規定が法律から削除されたため、今後もこの特例が適用される可能性がなくなったことから、関係規定を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。同じく、総務常任委員会説明資料の9ページをお願いいたします。

県庁駐車場で発生しました事故に関します専決処分報告及び承認についてでございます。内容については、次の10ページの概要で御説明いたします。

本件の事故は、平成24年7月19日午後1時25分ごろ、県庁北側外来者駐車場の入り口で発生しております。

事故の状況でございますが、和解の相手方が、外来者駐車場入り口で車を停車して駐車券の発券操作を行っていましたが、この外来者駐車場入り口に隣り合っております職員駐車場入り口の防雨シート、この防雨シートは、駐車カード読取機が雨などの影響によりふぐあいが生じないように設置したもので

ございますが、この防雨シートの固定金具が強い風により外れまして、このシートの金具部分が車に接触しまして、ボンネット及び左側前部のフェンダーを一部傷つけたものでございます。

和解の内容でございますが、本件の事故は、和解の相手方が駐車場入り口で車を停車して所定の発券操作中での事故であり、相手方の過失が認められませんので、県の過失割合を10割として、損害額としての車の修理代5万8,212円の全額を賠償するものでございます。この賠償は、全額を任意保険で対応いたします。

なお、今後同様な事故が起こらないように、事故後直ちに防雨シート自体を駐車カード読取機の基礎部分に直接ボルトでしっかり固定する措置を行いました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

県立大学に関しまして、4件の報告をさせていただきます。関連いたしますので、一括して報告をさせていただきます。

まず最初に、4件それぞれごとに別冊資料がございますので、資料の確認をお願いしたいと思います。

1件目は、総務常任委員会資料11ページ、報告第7号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。資料は、ホチキスどめのA4でございます。平成24年9月、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類というふうに表題に書いてございます。

それから、2件目でございますが、20ページの報告第45号でございます。公立大学法人熊本県立大学の平成23年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。これもホチキスどめA4でございます。四角囲みの

中に、平成23年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と書いてございます。

3件目につきましては、資料21ページの報告第46号でございます。公立大学法人熊本県立大学の中期目標に係る事業報告書の提出についてでございます。資料は、白い製本テープによります比較的厚い資料でございます。表紙には、第1期中期目標期間、公立大学法人熊本県立大学事業報告書(平成18年度～平成23年度)と書いてございます。今のが3冊目でございます。

それから、4件目でございます。報告第47号公立大学法人熊本県立大学の中期目標に係る業務の実績に関する評価についてでございます。資料は、ホチキスどめA4版でございます。四角囲みの中に、第1期中期目標期間(平成18年度～平成23年度)公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と書いてある資料でございます。

以上、4点につきまして連続して説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

なお、今回の4件の御報告のうち、報告第7号及び報告第45号、最初に説明する分でございますが、これにつきましては、法人の経営状況、それから平成23年度の業務実績の評価の報告でございまして、毎年度実施をさせていただいているものでございます。また、報告第46号、報告第47号につきましては、法人が設立されました平成18年度から平成23年度までの第1期中期目標期間における事業実績の報告及び当該事業実績に関する評価の報告となるものでございます。それぞれちょっと量が多うございますので、主な項目につきまして御説明をさせていただきます。

まず、報告第7号をお願いいたします。資料は、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類でございます。

1ページをお願いいたします。2枚めくっていただきます。

公立大学法人熊本県立大学は、県立大学を設置、管理する地方独立行政法人といたしまして、平成18年4月に設立されております。

1ページにおきましては、法人の役員、審議機関、大学の概要等について記載でございます。説明は省略させていただきます。

2ページでございます。法人の組織図を掲げてございます。

次に、1枚めくっていただきまして3ページでございます。こちらのほうに事業の取り組み状況を書いてございます。

まず、平成23年度の事業実施状況といたしまして、教育、研究、地域貢献など9項目につきまして、次の4ページにわたって記載がなされておるところでございます。

主な項目といたしましては、まず3ページの(1)の教育に関する取組の1つ目の丸でございます。

管理栄養士国家試験の合格率90%以上とする目標を達成したこと、それから、ページ中ほどでございますが、(2)の研究に関する取組といたしまして、科学研究費補助金について、対象教員のほぼ全員が応募したこと、それから、ページ一番下でございます。(3)でございますが、地域貢献に関する取組の1つ目の丸でございますが、社会人向けの教育講座を開催するための施設として、熊本県立大学CPDセンターを新設したことなどが挙げられているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

財務諸表といたしまして、5ページに貸借対照表、それから、めくりまして6ページに損益計算書を掲げてございます。この中では、6ページの損益計算書をごらんいただきたいと思っております。

一番下の欄でございますが、当期総利益は6,400万円余となっております。なお、この当期総利益につきましては、今年度から平成29年度までの第2期中期目標期間の業務の財源に充てることとされているところでござい

ます。

なお、これらの法人の財務諸表につきましては、外部監査法人等の監査を経まして、熊本県公立大学法人評価委員会から意見をいただいた上で、知事において地方独立行政法人法第34条に基づく承認を行っているところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして7ページから8ページでございます。

今年度の事業計画及び予算に関する記述でございます。この中で、8ページの予算をお願いいたします。

本年度の予算規模といたしましては、総額23億3,000万円余でございます。財源といたしましては、授業料等の収入のほか、県が交付します運営費交付金8億9,000万円余などとなっております。

熊本県立大学の経営状況の説明は以上でございます。

続きまして、報告第45号でございます。資料は、平成23年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書により説明をさせていただきます。

これは、地方独立行政法人法第28条の規定によりまして、各年度の事業実績に関しまして、熊本県公立大学法人評価委員会が行いました評価結果につきまして、知事は議会に報告することと定めておりますので、その報告でございます。

めくりまして、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけては、業務実績の全体評価が記述されてございます。

この中では、1枚めくりまして2ページの第2段落目でございますが、平成23年度を取組については、年度計画を順調に実施していると認められるとの評価がなされているところでございます。

3ページ以降につきましては、各項目ごとの評価の記述となっております。

めぐりまして、6ページをお願いいたします。

6ページ以降に、業務運営、財務内容などの項目についての評価がなされておりますが、全ての項目におきまして、四角囲みでございますように、年度計画を順調に実施しているとの評価がなされているところでございます。

平成23年度の業務実績評価の説明につきましては以上とさせていただきます。

引き続きまして、報告第46号につきまして、第1期中期目標期間、公立大学法人熊本県立大学事業報告書により御説明をさせていただきます。資料は、白い製本テープでとじられているものでございます。

この報告は、地方独立行政法人法第29条の規定によりまして、法人において中期目標期間の終了後3カ月以内に6年間の実績を明らかにした事業報告書を知事に提出し、知事は、この報告書を議会に報告する旨定められており、その報告となるものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

ここから5ページまでは、大学の概要についての記述でございます。中期目標期間の最終年度である23年度現在で記載されております。説明は、失礼ですが省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

ここから、大学の事業に関する全体的な状況についての記述となります。

この中では、6ページ中ほどの1、教育に関する取組と成果の項目でございますが、新カリキュラムの策定、キャリアデザイン教育システムの構築により教育内容の充実を図ったこと、それから、全ての学問分野で博士後期課程を完備したことなどが主な成果として掲げられているものでございます。

7ページをお願いいたします。

ページ中ほど、2でございます。研究に関

する取組と成果の項目でございますが、地域課題の解決につながる多くの研究実績を上げ、成果を発信したこと、科学研究費補助金にほぼ全教員が応募したことなどが主な成果として掲げられてございます。

めぐりまして、8ページをお願いいたします。

上から4行目、3、地域貢献に関する取組と成果の項目でございます。

県立大学の地域貢献活動が評価され、平成21年度に日経新聞の全国大学の地域貢献度ランキングで全国1位となったこと、それから、食育の取り組みが評価され、平成23年度に内閣府の食育推進ボランティア表彰を受賞したことなどが主な成果として掲げられてございます。

その他、国際交流、学生生活支援、業務運営改善の取組と成果につきまして、10ページまでの記述がなされているところでございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ以降は、業務実績といたしまして、中期目標の項目ごとに6年間の具体的な記述の記載となっております。個々の説明につきましては、今回割愛をさせていただきます。失礼いたします。

第1期中期目標期間の事業実績報告書の説明につきましては以上でございます。

続きまして、報告第47号、第1期中期目標期間、公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書につきましての御説明でございます。

これにつきましては、地方独立行政法人法第30条の規定によりまして、中期目標期間における業務の実績に関し、熊本県公立大学法人評価委員会が行いました評価結果につきまして、知事は議会に報告することと定められておりますので、その報告となります。

1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから2ページにかけて、業務

実績の全体評価が記述されてございます。

この中では、1ページめくりいただきまして2ページの下から2段目の段落でございまして、第1期中期目標期間の全体評価としましては、中期目標を良好に達成していると認められ、その着実な実績については高く評価するとの評価がなされているものでございます。

3ページ以降につきましては、各項目ごとの評価の記述となっております。

6ページをお願いいたします。

業務運営、財務内容などの項目についての評価でございまして、全ての項目におきまして、中期目標を順調に達成しているとの評価が行われております。第1期中期目標期間の6年間で、法人による大学への基礎ができ上がったものと評価されるものかと考えられるところでございます。

なお、今年度から第2期中期目標期間につきましては、教育の質の向上、特色ある研究の推進、地域貢献活動のさらなる推進を重点目標としまして、中期目標の達成に向けて取り組まれているところでございます。

報告第7号、第45号、第46号、第47号につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○津森地域振興課長 地域振興課でございます。

総務常任委員会説明資料(後議)と書かれた説明資料の12ページの報告第8号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について、別冊となりますこちらのフィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類、こちらを使いまして御説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、会社の概要でございます。まず、1ページ目をお願いいたします。

フィッシャリーナ天草株式会社は、天草海

洋リゾート基地建設構想に位置づけられた樋合島リゾート整備の事業主体としまして平成5年に設立され、上天草市樋合島におけるマリナーの運営や船舶の附属品の販売、船舶整備等を主な事業としております。資本金は3億3,500万円でございます。

2ページをお願いいたします。

株主の状況としましては、熊本県上天草市など8者であり、県所有の株式数は3,220株、全株式の48%でございます。

青いページを飛ばします。3ページの事業報告をお願いいたします。

平成23年度決算に関してであります。

平成23年度は、利用料金の見直しなどの実施や施設の認知度向上に向けた取り組み等の効果に加えまして、緊急雇用制度を活用した上天草市によるマリーナレクリエーション普及事業や近隣マリナーの改修工事に伴いまして短期契約が増加したことによりまして、売上高は前年度961万円を上回る6,835万円余りとなり、2期ぶりに償却前当期利益が黒字となりました。

また、2番、地域振興に寄与した取り組みとしましては、住民の方々と連携しまして、ブーゲンビリアで花いっぱいにしてみたり、また海岸の清掃を行うなど、上天草地域の振興にも貢献してきたところでございます。

続きまして、4ページの収支決算書についてよろしくをお願いいたします。

平成23年度の売り上げは6,835万円余、当期損失は1,061万円余となりました。

貸借対照表及び財産目録につきましては5ページ、6ページに記載しておりますが、長期も含め、仮受金等はない状況でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成24年度事業計画につきまして御説明申し上げます。

平成24年6月の取締役会で議決された中期

経営戦略に基づきまして、ヤマハ天草製造株式会社の方からの派遣によりまして営業担当職員の配置を初め、営業活動の強化を図る一方、さらなる経費削減の徹底を図ることで、平成28年度を終期とする中期経営戦略期間内に単年度黒字化を目指すこととしております。

また、(2)の魅力ある施設づくりでございますが、女性をターゲットとした文化的教室の開催など地域の振興に寄与し、利用者の方々が何度も訪れたいと思うような施設づくりを目指してまいります。

また、2番、中期経営戦略を取り組むための体制づくりといたしまして、新たに正副社長で構成する運営会議を設置し、目標管理をしっかりと行うこととしております。

最後に、8ページの収支予算書をお願いいたします。

平成24年度は、緊急雇用制度の活用が終了したこと及び近隣マリナーの改修工事の終了の影響で売上高は6,320万円となり、平成23年度に比べ510万円ほど低下し、償却前当期利益で700万円ほどのマイナスとなる見込みでございます。

しかしながら、平成25年度以降は、中期経営戦略に基づきまして土地所有者と賃借料の減額が決まっているなど、一般管理費の見直しなどにより収支が改善してくる見通しでございます。

以上、よろしく御審議お願い申し上げます。

○草野文化企画課長 文化企画課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。

説明資料は13ページ、報告第9号でございます。お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。

初めに、法人の概要を御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

財団法人熊本県立劇場は、昭和57年に、本県の芸術文化の振興のため、熊本県が全額出資した財団であります。指定管理者制度導入を機会に、財団の自立を図るため、県の関与を縮小しております。しかしながら、県の出資が50%ありまして、平成24年4月1日からの公益法人移行後の役員についても、評議員に企画振興部長、理事に地域・文化振興局長が就任しております。

(2)に事務局を挙げておりますが、正規職員12人のほか、契約職員等、合計28人の組織体制でございます。

1ページをお開き願います。

まず1、事業報告ですが、公益財団法人熊本県立劇場は、県立劇場の指定管理者として県からの委託を受け、各種の文化振興事業や管理、運営を実施しております。平成23年度は、第2期指定管理者の最終年度でありましたが、空調設備等の改修工事に伴い、コンサートホール等の3カ月間の貸し出し停止の影響を受け、一般入場者数、施設使用料は前年度を下回りました。

下の表、収支決算の状況をごらんください。

23年度の欄でございますが、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた事業活動収支差額が3,600万円余の赤字となっております。これは3人の退職者の退職金によるもので、不足は投資活動収入で対応し、表下3行目の当期収支差額は300万円余の黒字となっております。これに前年度からの前期繰越収支差額を合計しますと、1,100万円余が前期繰越収支差額となり、財務の健全性は保たれております。

2ページをお願いいたします。

(1)の管理運営業務でございますが、県との協定に基づき、施設や駐車場の管理、また、使用の許可や使用料の収納、文化の振興

等の業務を実施しております。委託料は3億6,600万円余と、前年度に比べ1,000万円余の減額になっておりますが、これは約3カ月間の貸し出し停止期間中の光熱費、人件費等の削減によるものです。

次に、(2)の使用料の収納業務ですが、これは県立劇場のホールの貸し出しや駐車場の使用料の収納業務を行っているものでございます。平成23年度は、貸し出し停止の影響を受けまして、前年度に比べ減少しております。

次に、(3)の主要施設の利用率ですが、貸し出し停止による利用の集中化等の傾向もあり、前年度を上回っております。

3ページをお願いいたします。

次の(4)文化事業でございますが、舞台芸術を中心とした芸術文化の振興に関する事業を実施しております。

①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業としましては、舞台芸術に係る人材の育成や文化団体の活動を支援する事業、また地域の公立ホールを支援するネットワーク事業、また伝統芸能の継承と発展を支援する事業等を実施しております。

②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業としましては、グレン・ミラーオーケストラ公演等、舞台芸術を鑑賞する機会を県民に提供する事業、また芸術文化に触れる機会を県民に提供するクラシック演奏家等事業を実施しております。

これ以外にも、財団独自の自主文化事業のほか、企業の協賛によりまして、舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するびっこシート事業等を実施し、好評を博しております。

6ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

収支決算についてですが、内容につきましては最初に御説明したとおりでございます。表の一番下の次期繰越収支差額は1,100万円

余となっております。

7ページは、正味財産増減計算書ですが、正味財産の期末残高は、表の一番下にありますように、前年度に比べ300万円余の増となっております。

ページをあけていただきまして、8ページに貸借対照表、9ページに財産目録を掲載しております。

貸借対照表の資産合計が4,400万円余の減となっておりますのは、退職手当等の支払いによるもので、同じ事由によりまして、財産目録の退職手当引当資産も昨年より減となっております。

以上が平成23年度の事業の概要と決算の状況でございます。

続きまして、平成24年度の事業計画について御説明します。10ページをお願いいたします。

平成24年度は、第3期の指定管理者の1年目として、引き続き県立劇場の管理、運営を行うとともに、舞台芸術を中心とした文化事業を実施することにより、芸術文化の振興を図ることとしております。

11ページをお願いいたします。

平成24年度の予算についてですが、収入合計、支出合計ともに4億6,700万円余で、前年度に比べ1,300万円余の増となっております。県立劇場の開館30周年記念事業として、文化事業の拡充に取り組むためでございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の14ページから17ページまで、報告第10号から13号まで、交通政策課所管の三セク会社4件の報告につきまして説明いたします。それぞれ別冊の経営状況を説明する書

類を活用して説明させていただきます。

まず、報告第10号、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する資料でございます。

まず、1ページをお開きください。

事業報告でございます。

平成23年度は、東日本大震災による需要の低迷や九州新幹線の全線開業の影響もあり、利用率は49.2%と低迷しておりますが、大規模な構造検査により運休期間が長かった前年度と比べると、利用者数は1,396人増の6万3,753人となっております。

次、2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、株式の状況、監査役の名前等、会社概要でございます。

4ページをお開きください。

収支決算でございます。

まず、営業損益の部ですが、営業収益の売上高6億3,429万円に対し、営業費用の売上原価は7億7,822万円、販売費及び一般管理費は9,029万円となり、営業損失は2億3,422万円となりました。

県及び地元自治体からの補助金2億3,900万円を特別利益に計上したことなどにより、当期利益は38万円となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。流動資産は3億5,308万円です。固定資産は2億9,588万円です。資産の部合計は5億6,668万円となっております。

次に、負債の部でございます。流動負債は3億5万円、固定負債は9,320万円となっております。負債の部合計は3億9,325万円でございます。

純資産の部の合計は1億7,343万円となっております。

次、6ページは財産目録でございます。

続きまして、平成24年度の事業計画に関してでございます。7ページをお願いいたしま

す。

天草エアラインでは、平成24年度においても、安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努めていくこととしております。

今年度も引き続き厳しい経営環境が予想されるため、地元経済界をメンバーとする天草空港利用促進協議会等も一体となりまして、より一層の増収、利用促進に取り組むこととしております。また、本年度は、福岡エリアでの営業社員の配置や、BS番組である東京会議でのシリーズとして放映されている機体の新しいデザインの塗りかえなど、新たな取り組みを行うこととしております。

8ページをお願いいたします。

平成24年度の収支予算でございます。

平成24年度は、東日本大震災による需要低迷からの回復が見込まれることから、売上高6億7,988万円と、昨年度からの増収を見込んでおります。一方で、費用につきましては、人件費削減等により一層の経費削減努力を行うものの、機体の重整備費用が増加することから、営業損失は平成23年度を上回る2億5,899万円と見込んでおります。最終的に当期利益は4,480万円と見込んでおります。

天草エアラインにつきましては以上でございます。

続きまして、報告第11号、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類でございます。

1ページをお願いいたします。

まず、事業報告でございます。

平成23年度の国内線旅客実績は、昨年3月の震災の影響や景気低迷等によりまして275万2,625人、対前年比99.5%となっております。7月ごろから徐々に回復いたしてございまして、最終的にはわずかに前年を下回る結果となっております。

国際線の旅客実績は、震災の風評被害や円高ウォン安の影響等により韓国人観光客が減少したため、対前年比95.9%、1,511人減の

3万5,645人となっております。

国内交通貨物につきましては、対前年比80.9%、1万8,594トンとなりました。これは機材の小型化等による影響と思われま

す。続きまして、2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけては、会社の概要等でございます。

4ページをお願いいたします。

収支決算でございます。

平成23年度の営業収益は14億5,476万円でございます。純仕入高が932万円、販売費及び一般管理費が1億7,922万円となりまして、営業利益が2億6,622万円、当期利益につきましては1億3,850万円となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部につきまして、流動資産は16億8,004万円でございます。固定資産は43億6,620万円です。資産の部合計は60億4,624万円でございます。

次に、負債の部、流動負債は12億125万円となっております。固定負債は13億805万円でございます。負債の部合計は25億931万円です。純資産の部合計は35億3,692万円でございます。

6ページ、7ページに、財産目録を記載しております。

次に、24年度の事業計画でございます。8ページをお願いいたします。

長引く景気低迷などにより、空港を取り巻く環境は今後厳しくなることが予想されます。このような中、昨年12月に策定した中期経営計画に基づき、経営基盤の強化と危機管理体制の整備を図りながら、将来に向けた新しい収益性の拡大を積極的に推進することとしております。

事業内容につきましては、産学等の連携による魅力ある空港づくりの推進、情報誌等を活用した広報活動や県が推進する大空港構想

と連動した事業に取り組んでいくこととしております。

9ページをお願いいたします。

平成24年度の収支予算でございます。

平成24年度の営業収益につきましては、2店舗のレストランの直営化などにより、15億958万円と増収を見込んでおります。一方、費用につきましては、リニューアル工事による修繕費等の増額により12億4,940万円と見込まれ、営業利益は2億3,244万円、当期利益8,540万円と見込んでおります。

空港ビルディングは以上でございます。

次に、報告第12号、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類でございます。

まず、この豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては、JR豊肥本線の熊本駅一肥後大津間の電化事業を進めるため、国庫補助制度のスキームにより、国からの補助金、沿線自治体からの出資金等を財源にして事業を実施するための会社でございます。

この会社で事業資産を保有しまして、JR九州にそれを貸し付け、毎年度使用料をいただきながら、経費としましては資産の減価償却を行うというスキームになっておりまして、償却がずっと進んでいきますと会計が黒字になっていくと、そういうものでございます。

それでは、23年度を説明いたします。

ただいま説明いたしましたように、JR九州からの使用料は、計画どおりの金額でございます。営業費用につきましては、減価償却費が若干増加したことによりまして、当期純損失は0.1%増の4,224万7,000円となりました。

2ページ、3ページにかけては、会社の概要でございます。

4ページをお願いいたします。

損益計算でございます。

まず、営業損益でございます。売上高1億

5,240万円に対しまして、営業費用は売上原価1億7,509万円、販売費及び一般管理費が1,157万円であり、営業損失3,426万円でございます。当期純損失は4,224万円となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産は351万円、固定資産は15億4,502万円、資産の部合計は15億4,854万円でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債1億2,261万円、固定負債1億5,000万円でございます。負債の部合計2億7,261万円、純資産の部合計12億7,593万円でございます。

続きまして、平成24年度の事業計画でございます。6ページをお願いいたします。

平成24年度につきましても、JRからの使用料収入によって収益の確保を図り、長期債務を計画的に返済することとしております。

7ページをお願いいたします。

24年度の収支予算でございます。

売上高は、23年度同様、JRからの使用料1億5,240万円を見込み、営業費用につきましては、減価償却費がやや減少いたしまして、販売費、一般管理費と合わせて1億6,590万円と見込んでいます。営業損失はやや改善し、マイナス1,350万円でございます。最終的に当期は1,900万円の三角と見込んでいるところでございます。

なお、平成25年度以降が減価償却費の減少が進みまして、それ以降は単年度黒字を計画しているところでございます。

豊肥高速鉄道は以上でございます。

最後、肥薩おれんじ鉄道でございます。報告第13号でございます。

別添資料の1ページをお願いいたします。

平成23年度につきましては、県や沿線自治体と連携し、各種の利用促進を行うとともに、韓国、台湾等海外からの誘客に力を入れてまいりましたが、少子化による定期通学の

減少等によりまして、利用者数は、前年度から6万2,000人減少し、145万人となっております。

また、JR貨物からの鉄道線路使用料が、国の制度拡充によりまして、前年度と比べ2億4,600万円の増額となりました。この鉄道線路使用料の増額と熊本、鹿児島両県及び沿線自治体からの運行支援収入等によりまして、平成23年度の当期利益は1億5,700万円となっているところでございます。

2ページにつきましては、開業からの経営状況を示しております。

3ページから4ページにかけては、会社の概要でございます。

5ページをお願いいたします。

収支決算でございます。

まず、営業損益でございます。

営業収益の売上高12億401万円に対しまして、営業費は、売上原価と販売費及び一般管理費合わせまして14億3,845万円となり、営業損失2億3,443万円となりました。これに運行支援の補助金2億8,320万円、河川改修等に伴う鉄道施設工事の受託負担金の特別利益によりまして、当期利益は1億5,710万円となっております。

6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産は4億9,438万円で、固定資産は5億7,635万円、資産の部合計10億7,073万円でございます。

次に、負債の部、流動負債は4億2,837万円、固定負債は6,560万円、負債の部合計で4億9,397万円でございます。純資産の部合計は5億7,676万円となっております。

24年度の事業計画でございます。7ページをお願いいたします。

平成24年度につきましては、観光列車の導入による誘客あるいはこれまでと引き続きの沿線自治体等との連携したイベント等による誘客によりまして、利用者の増加に努めてま

います。また、将来的にも安全かつ安定的な運行を行うため、老朽化した施設の計画の整備やプロパー社員の段階的な確保に取り組んでまいります。

8ページをお願いいたします。

24年度の収支予算でございます。

平成24年度につきましては、鉄道線路使用料、施設整備の補助額等の増額が見込まれることから、13億5,079万円と、昨年度からの若干の増収を見込んでおります。

一方、費用につきましては、鉄道施設の修繕による施設整備費や受託工事に係る費用が増加する見込みであることから、車両保存費の減少によります営業損失等がございまして、23年度からは若干改善いたしておりますが、1億8,300万円余の損失ということでございます。

以上、4件御報告させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

再びA4横長の総務常任委員会説明資料（後議）にお戻りをいただきたいと思っております。18ページをお願いいたします。

報告第44号でございます。23年度決算に基づきます財政の健全化判断比率、それから公営企業の資金不足比率の報告でございます。

隣の19ページに概要をまとめてございまして、これで御説明させていただきます。19ページをお願いします。

まず、1番目の趣旨でございますが、これらの比率につきましては、法の規定に基づきまして、事前に監査委員の審査に付した上で今回議会に御報告し、この後公表するという段取りになってまいります。

2番目のところをごらんいただきたいと思っております。

財政の健全化判断比率でございます。

自治体の財政の健全性を測る指標、4種類でございます。表を上から順に申し上げます。

①と②でございますけれども、これにつきましては、それぞれが対象とします一般会計等、あるいは全ての会計に赤字が発生しておりません。したがって、指標の該当はございません。

③の実質公債費比率を御説明申し上げます。

借入金返済額の財政基盤に対する割合という指標でございます。表に記載のとおり、23年度決算に基づきますと15.4%となっておりまして、昨年度に比べますと0.2ポイントの悪化という状況でございます。

それから、一番下の④でございます。将来負担比率をごらんください。

これは将来負担すべき負債の財政規模に対する割合でございますけれども、平成23年度は211.3%、昨年度に比べますと6ポイント改善という状況になってございます。

それから、参考欄に書いてございまして、この③あるいは④のいずれの指標とも、財政の早期健全化の基準あるいは再生基準に該当をいたしてございません。

次に、3番目の資金不足比率をお願いいたします。

表に記載しておりますとおり、対象となる公営企業会計は①から⑧まで8つございます。しかし、いずれの会計にも資金不足は生じておりませんので、該当はございません。

以上でございますが、事前に監査委員の審査をいただいております。いずれも正確に算定、作成されていると認められたという審査意見もいただいておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんでしょうか。

○氷室雄一郎委員 県立大の業務実績評価とこのをちょっと見せていただきまして、この中期目標期間というのがございますが、この評価を見ますと、法人みずから実施した自己評価と、また評価委員会が出した評価結果、全くほぼ同じと。そして、23年度の業務実績評価も見てみますと、大学法人みずから実施した自己評価と評価委員会の評価結果、これも全く同じという結果が出ておるんですけども、この評価委員会なるものはどういうメンバーで構成されているんですか。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

まず、評価委員会につきましては、知事の選任でございますけれども、大学関係では元国立大学の学長、それから地元経済界の方、それから公認会計士、県立大学の卒業生、それから県民代表としましての県議会議員の委員長をお願いしております。5人をお願いしておりますところでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 判断としては、この法人みずからが自己評価もしていると、こういう評価委員会からも審議を経て評価をされている、それが全くほぼ同じだという判断でよろしいんですか。まあ、1項目だけが違いますけれども。これについては、どのように判断されているんですか。

○本田県政情報文書課長 大学においての評価を受けまして、そして、評価委員会の中で大学から詳しい報告説明を受け、大学評価委員会におきまして評価をいただいたところでございます。

その中で、一部大学の評価と異なる評価を評価委員会において決定をした内容というのがございます。これにつきましては……

○氷室雄一郎委員 この中期期間評価の概要を見ますと、Aというのが、期間中十分達成したというのは51項目、おおむね達成したのが2項目となっていますね。この法人みずから評価したものと、若干1項目が違っておるだけで、あとほぼ同じと。この23年の評価概要につきましても、見ますと、A評価が14項目、B評価が2項目、これは全く一致しているわけですけども、この辺については、この評価委員会の評価を信頼しておられるのかどうか。その審議の過程の中でいろんな御意見等あったと思うんですが、その辺のこの評価についての感想とございますか、認識をちょっとお示してください。

○岡本文書私学局長 大学の評価については、いわゆる大学自身がする自己評価と、それから評価委員会が行う客観的な評価があるんですが、大学におかれても、事業実績に基づいて非常に客観的に自己評価をされておるということで、たまたま評価が似たような形になっておりますが、評価委員会の中ではかなり熱心な——池田委員長も入っておられますけれども、熱心な議論、評価がなされていまして、それぞれ客観的に評価した結果が似ているという形で結果としては出ておりますが、評価委員会の中ではかなり熱心な評価、中身に突っ込んだ評価がなされたということで理解しております。

○氷室雄一郎委員 そのように認識をしておられるということであれば、もう私はこれでもいいですけども、余りにもびったり一致しているということで、項目も多いんですけども、そういう状況なのかなという、まあ一般の方から見ますと、そうなのかなという面もあるんじゃないかというさまざまな声も聞こえてまいりますので、評価についてはこのとおりで、今お答えがあったとおりだと私は

判断しております。

○池田和貴委員長 氷室委員、済みません、私も参加しましたので、少し私のほうからも御説明させていただきたいと思えます。

この評価委員会は、総務常任委員長が当て職で入っていているということで、最初が5月からございまして、資料もかなり分厚い資料をいただきまして、8月——やはり数回にわたって評価をさせていただきました。

この内容については、全て公開もされておりましたので、その後の資料等も——あれは公開になるんですかね。どうもなっておりますので、その辺も見ていただいて御確認をいただければというふうに思っています。

個々の最終的な評価については、一致をしているところがかかなり多いんですが、中の細かい内容ですとか、向こうから提出された文書の中に書いてある細かなこと、それについてはかなりの議論があつてございまして、その辺も後で御確認をいただければというふうに思っています。

○氷室雄一郎委員 結構でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○荒木章博委員 今県立大学がちょっと出たものですからね。県立大学のこれを見ても、食育か何か非常に力を入れておるんですけれども、何か賞か何かもらわれたのかな。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

食育に関する賞につきましては、平成23年6月に食育推進プロジェクトの取り組みが高く評価されまして、内閣府の平成23年度食育推進ボランティア表彰を受賞されておりました。

す。

○荒木章博委員 わかりました。

この県立大学の学生の食堂、先般いろんな選考をされて、なぜ県外の業者がやっぱり入札——入札だったのかどうだったのかわからぬですけれども、県外の業者がとったように聞いているんですよ。地元業者はいなかったんですか。

それともう一つは、やっぱり県産品というのを非常に県は力を入れて取り組んでいますけれども、県産品に対する、米も含めたやつについて、県立大学の考え方というのはどういうふうを考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

まず、入札に当たつての状況でございますが、まず県立大学におきましての基本的な入札に関する、入札といいますか、調達に関する方針につきましては、熊本県内の中小企業等に対する配慮を行うことを基本としておりますが、今回の県立大学の学食に関する委託関係につきましては、若干経過がございます。

まず、県立大学の学食が、その周辺にコンビニ、それから、レストラン、売店、パン屋、うどん店、その他の店舗に囲まれているという厳しい立地環境がございまして、これまでの委託業者が、赤字のため、また集客数の減少等により採算が合わず、経営困難となつて撤退を申し入れた経緯というものがございまして、このため、今回県立大学におきましては、企画提案方式によって業者の応募を募つたわけでございますが、その際、県外も含めた形での募集がなされたところでございます。

これは、やはりそのような厳しい経緯がございまして、学食への厳しい状況を考えま

すと、学食の存続、それから学生の利便性確保の観点からは、広く経営ノウハウを有する企業からの提案をいただくことが必要であると考えたための措置であるものと伺いしているところでございます。そのため、県外の業者が1件、それから県内の業者2件がこの企画提案に参加をされたというふう聞いておるところでございます。

それからもう1点、県産品の取り扱い、特に米ということでございますけれども、今回の提案業者の審査に当たっては、地元産品の利用というものにつきましても、その審査の中では評価をされたというところでございます。

今回の提案に関しましては、特に米につきましては、地元産の1級米を利用するという提案がございました。これは他の県内業者とも同様であったというふうには聞いておりません。

以上でございます。

○荒木章博委員 県内が2社、県外が1社ということで、コンペ方式か点数つけてやられたと思うんですけども、前年が赤字だったという、各先生方には——インターンシップの県立大学の子供たちも、うちにももちろんおりますけれども、前の食堂というのは、要するに食べられないような、味も何も全然だめだというような状況だと私は何人からも、前年インターンシップの子供たちからも聞いているんですよ。

それで、やっぱり食育を考えた学校のカリキュラムの中の重要な取り組みをやっている中で、実際、県の品物は使うて、野菜でも米でも使うと最初言っていた、後から使わぬごとなってくるんですよ。そういうチェックを含めた何か取り組みも私は必要だったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、こうやって計画しまして、県産品を使いますということでやっけていても、単価

が合わなければ、いろんなよその品物をやっけて使うてくる可能性があると思うんですよ。そういったところは、どういうふう今後のチェック機能というのにはされますか。

○本田県政情報文書課長 地元産品の利用に関しまして、実は、今回の地元産品の利用に関してはどういう取り扱いがなされているかを大学にも確認をさせていただきました。

実は、提案書に沿って遂行することが契約の中では定められているということでありまして、大学としましては、特にこの提案書に掲げられた記載事項について、その確実な履行を業者にも求めていきたいというふうには話をしておりましたが、委員からこのような御意見があったことにつきましても、大学には今後とも伝えてまいりたいと考えております。

○荒木章博委員 やっぱり私が後から聞いた範囲内では、その2社の県内の企業というのは、物すごく熊本県でも優秀な企業であるというふう聞いているんですよ。そこがなぜ負けたのか。それは価格で負けたのかどうかというのが全く見えないんですよ。そういったところ、まあそれはもう追いかけても仕方がないことですけども、要するに県産品を使っていく、このことと県内の雇用にも力を入れていく、そういうことを私は委員会の委員として提案をしていきたいというふうに、委員長、思っております。

それと、引き続き……

○池田和貴委員長 どうぞ。

○荒木章博委員 県の芸術文化祭というのが、今度、何か「炎の舞」というんですよ。委員長と議長には招待の案内が来ていると思っておりますけれども、委員会には案内は来ているか来ていないか、私たち——来ていますか。

来ていないんですね。

これは、予算化というのは、去年が1,700万、今度は2,580万ですよ。入場収入も入れてやるんですけども、これだけの金をかけてやることかなと私は思うんですね。文楽でも、大阪市では、要するに補助金をカットしたんですよ。なぜカットしたかと。市民にどう還元ができているのか、一部の人間だけで楽しんでいるんじゃないかというところで、その吟味をして補助金に対しての、要するにカットとか、全くカットするんじゃないかと、そういうのも見計らっていこうと。

県の財政がこれだけ厳しい中に、2,000数百万の——もちろん文化庁のほうからも、県がこれだけの出資をするから、これだけの予算だということで一応700万ほど来ているようですよ。やっぱりこれだけの大型の——前は1,700万弱だったのが、今度は大幅に上げて、700万、800万上がっているわけですよ。これについて、県立劇場の運営をされる上で、どういうふうを考えて今やっておられるのか、どういうチェック機能が出ているのか。ここには部長と局長がこの担当で入っておられますでしょう。評議員と理事で入っておられるでしょう。これについて、どういうふうに審議をされてこういう予算要求をされたのかな。

○草野文化企画課長 芸術文化祭オープニングステージは、芸術を高め、文化を広めるのコンセプトのもと、熊本ならではのレベルの高い芸術を創造し、若手を育成することを目的に、県文化協会と熊本県、公益財団法人県立劇場で共同で開催をいたしております。

事業費につきましては、それぞれ芸術分野のジャンルの内容によって変動がありまして、委員が御指摘されました昨年度の部分につきましては、邦楽、洋楽でございますが、今年度は日本舞踊とバレエでやっております。県負担金だけでなく、文化庁の補助金や

県立劇場の自己財源、チケット販売などで財源を確保し、適正な事業費になるように努めているところでございます。

○荒木章博委員 適正に努めていると言うたっちゃ、技術向上や、私はそういうのを批判している、意見をここで言っているのではなくて、もう少しやり方——これは「炎の舞」というのは、市民会館で実際やった、4年前かな、3年前かにやったのと一緒なんですよ。そしてまた、前の2009年の「21世紀へのおくりもの」といったのと一緒なんですよ。3つの3段構えで、2つは過去にやったことなんですよ。そして、その1つが山鹿灯籠をオープニングに持ってきて、3路線の中に山鹿灯籠と、あとこの2つは実際もうやっていることなんですよ、過去に。

それを、これやってまたやって、そしてこの金額を見てみると、要するに、バレエのボレロの衣装が1着12万6,000円ですよ。12万6,000円、1着じゃないんです、23着なんです。12万6,000円が23着要っている。合計の、要するに290万ですよ。そして、要するに衣装の灯というのが、4万5,000円が24着。そして、その火の鳥というのは6万8,000円。これが18着です。そして、この舞台費にかかっているのが1,123万5,000円です。1,100万ですよ。そして、これは芸術費、指導費というのが170万なんです。そしてまた驚くことの中に、旅費が230万ですよ。231万8,000円です。そして、これはもうこがんことを言うて——テレビのスポットが21万が4社にです。

もう大体今でも流れているけど、もう券はないんですよ。大体900人ぐらいしか入場券はないわけですから。実際、その出演者100何十人のそのお弟子さんで全部満員なんです。一般市民が行けないんです、一般市民が。だから、一部の団体で、邦舞協会、日舞協会や、そして研究会やその他の団体や、一

部の、1人の人間が全部やっている。

だから、文化懇話会の議員で、私も、この前、10数名の中で、文化協会の役員さんと、小堀会長を初め全部役員さんの中で指摘をしたんです、私は。1人だけの力で——小堀会長じゃないですよ。1人だけの力、その人は実行委員長で、平成17年から24年まで、その人が実行委員長ですよ、ずっと。もう年齢は80を超えている。同じ人がずっと委員長で、自分だけの感覚で全部やってしまう。もちろん好き嫌いが出てくると、やっぱりその人たちは入れないんです。こういう状況下なんです。こういうことは指摘しているわけですよ。文化企画課ですか、私はあのとき指摘したはずですよ、1人の力だけでやるべきではないと。だから、その役員の人たちだけで全部構成しているじゃないですか。要するに、ボレロも含めて、日舞も含めて。

これに、これだけの予算を計上してやるという、もうやっぱりこういう——そのかつらでも何でも何万何万で。それは、そういう技術向上のために、私はやらないかぬでしょう。しかし、余りにも1洋服が市民の感覚と離れていますよ。12万6,000円ですよ、1着。5着、10着じゃないんですよ。これを見ても、23着です。この芸術祭、1,100万を超しているんですよ。こんな芸術祭なんか——そして、一部の人間だけ、市民が、県民が入れないんですよ。これはどう考えるんですか、局長。

○宮尾地域文化・振興局長 地域・文化振興局長でございます。

先生の今御指摘いただきました企画委員会、これの運営方法だろうと思います。また、その運営の方法によって、非常に高額になっているんじゃないかという御指摘であろうかと思います。

先ほど御指摘されましたさまざまな単価は、これは国の補助金を申請するときの単価

でございます。今回のこの県立劇場のオープニングイベント、これは国の補助金と、それから財団からの支出と、それから県も入りましての企画委員会、この3者と、それと入場料という形で運営されておりまして、先ほど御指摘の、そもそもこういう大型のイベントをどうやって企画したのか、それから、そのチェックはどういうふうにしているのかという御指摘であろうかと思えます。

企画委員会そのものは、これは文化協会、企画委員長は文化協会が指名するという形で、御指摘のように、多少長くやっていたらっしゃるのは事実でございます。それにつきまして、また私どもも、これはまた文化協会と相談しながら対応するしかございませんが、これについては私どもも問題意識は抱えているということでございます。

それと、事業について、高額ではないかというお話でございますが、これは文化企画課長がお答えしましたとおり、やる演目、ジャンルによって多少その金額の大きさ、小ささはございます。これはもう先生も御理解だと、知っていらっしゃると思いますが、どうしてもその舞台芸術、これは多少金額的に大きくなるというのは否めないところがございます。

ただ、その単価についてどうだということでの御指摘でございますし、私どもも、その辺ちょっと、正直申し上げまして、そこまでのチェックが多少緩いところといいますか、これは再三申し上げますように、県の直接事業ではなくてやっておる関係もございまして、多少そのチェックが緩いところがあるのかなと感じております。

今後は、きちんとそこは精査しながら、また適正なといいますか、熊本の文化振興をどういうふうに通るのかと、さまざまな分野にやはりやっていかぬかぬということがございますので、幾らが適正かという議論はなかなか難しいところがございますが、そこはそ

ういう疑問の、疑念の出ないような形できちんと対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○荒木章博委員 担当課の方が、ちょっと私質問だけん、私の執務室においてたんですけども、まず言われることは、相場がわからぬと言うんですよ。だから、12万もかかるのが——衣装にですよ、貸し衣装にですよ。1着12万かかるのがわからぬならば、23着も30着も必要はないわけですよ。正直言うて、10着、15着でその予算が——市民会館で市が出したときは500万でできたわけですよ。だから、やっぱり同じものをやるわけだから、少し色つけて。だから、3部構成の1部は山鹿灯籠にして、あと2部構成は同じものをやるわけですよ、熊本市がやった予算で。演出も技術も。そして、またそれに謝礼として入っているわけですよ。だから、幾つ幾つその小さいことを見ても、やっぱりわからぬということでやれば、もう言いたい放題の予算でやれるわけです。

ただ、私が言うのは、文化の向上や——私はいろんな文化団体の顧問もしていますけれども、やっぱり一番大切なことは、市民に、県民にどうこの予算が反映されていくのか、どうみんなが見ることができるのか。これは一部の団体だけの人間しか見れないということなんです、もう満杯で。

だから、もっとやっぱりそういう出る人だけのお弟子さんだけではなくて、その人たちの満足度だけではなくて、技術向上だけではなくて、広くこれだけのお金を使うならば——文化庁からも予算が出ている。要するに、指定管理者費用がある、文化協会、市町村文化協会の補助金もある、県の負担金もある、そして文化企画委員会の負担金もある、それで運営されて入場収入もあるということをやられているけれども、やっぱりいかに県民に

その金額が反映されていっているのかということをもっと私は考えるべきだと思うんです。

だけん、部長に最後にちょっと、そういう点について、部長、ちょっとお考えを、今後の取り組みについてお尋ねします。

○錦織企画振興部長 私のほうからは、県が行います文化事業全体について、基本的な考え方を整理して申し述べたいと思います。

大きく分けて、恐らく我々がチェックしなきゃいけない視点は2つあるかと思っております。まず最初は、私どもが公金を用いまして文化事業に投入いたしますその支援する資金が、それぞれの事業ごとに適正に使われているのかと、その規模が適正なのか、それによって収支がきちんと成立しているのかという財務的な側面を見るのが最低限まず必要であろうと思います。

ただ、これで終わりませんで、荒木委員御指摘のとおり、実際に投入された資金が、その行われる事業の文化的なその水準が、ちゃんとそれに見合っているのかどうかという質的なチェックも私どもでいたしませんと、最終的には我々の適正な評価というのはできないだろうというふうに思います。

ただ、そこで難しいのは、文化事業というのは、私ども公務員だけの目から見てもなかなか全てが評価できるものではない、非常に専門的な分野であると理解しております。このため、これまでも芸術文化祭の演目につきましては、県の文化協会と、それから私ども、そして県立劇場のこの3者で、専門的な見地も踏まえまして議論しておるところでございますので、今後御指摘も踏まえまして、この3者で組織としてしっかり中身がそれに見合うものなのかどうかという議論をさせていただきたいと思いますので、今回は新たにこういう課題を御指摘いただきまして、新たにもう一度勉強し直してまいりたいと、この

ように考えております。

以上です。

○荒木章博委員 今、宮尾局長の話、部長の話ということで、部長も来られたばかりですから、何のことだろうというふうに思われるかもしれませんがけれども、やっぱり余りにも予算がどんとあると、それに見合ったものにかける過ぎるんですよ。だから、例えば10人しか要らないものを20人になったりとか、5人しか要らないものを30人も出したりとか、もう派手になり過ぎています。もうかければ切りがないんですよ。だから、そういうものの予算というのをそれだけ使うのならば、もっと県民にやっぱりオープンにして、例えばこの委員にも、この担当の委員会にも、案内すらないじゃないですか。だけん、私は、ただでくれと言っているんじゃないですよ。行く分は金払っていきますよ。ねえ、総務部長。私はそう思うんですけど、案内もないでしょう。だけん、やっぱりそういうのを告知する。だけん、券がないからやらないはずですよ、もう満杯だから。そういうところも、今後御配慮いただきたいということで終わります。済みません。

○池田和貴委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 天草エアライン、先ほど説明いただいたんですけども、なかなか厳しい状況ということで、23年度も、結局は2億3,900万ですか、が補助金ということで入れられているということですけども、これはどこが——県と市町村の金額の割合というのはどうなっているんですかね。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

補助金の負担割合は、県と地元市町村で2

対1になっておりまして、県のほうが3分の2、地元市町村が3分の1でございます。地元市町村の中では、また出資割合等に応じてそれぞれ負担割合が分かれているところがございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 県が3分の2出されているということですけども、大体この金額というのは、近年こういう状況なんですかね。2億ちょっとぐらいの状況がずっと続いているんですけども。

○中川交通政策課長 まず、エアラインの整備費につきましては、大きく2パターンございまして、まずは通常整備、これは日常点検を基本にした整備費でございます。これは1億ちょっとでずっと毎年度推移しております。それに加えて、重整備というのがございます。これは、エンジンのオーバーホールであったり、プロペラだったり、あとは車でいうところの車検に相当する構造検査というもの、そういうのが重整備という形でかかっておりまして、近年は、毎年度、整備費につきましては2億強でずっと推移しているところがございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、その金額が、この補助金、大体イコールする額ということで理解しとっていいんですかね。

○中川交通政策課長 今申しました重整備費の中の項目が重なる年度が来ますと、若干2億数千万よりも大きくなる年もあるかもしれませんが、近年は大体この水準で推移しております。

○鎌田聡委員 わかりました。大変厳しい状況ですけども、それと1点聞いておきたい

のが、熊本—大阪便ですよ。それぞれ今天草—福岡便、天草—熊本便とありますけれども、大体のこの搭乗率というのがそれぞれどうなっているのか。特に熊本—大阪便が一番新しい便だと思いますけれども、どのような状況なんでしょうか。

○中川交通政策課長 熊本—伊丹便につきましては、今、天草エアライン、3路線飛んでおりますが、その中で数字が一番よろございまして、直近の8月—1月でいきますと、搭乗率64.8%でございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 なかなか善戦しているということでもありますけれども、全体的にこれから、利用促進策を幾つか出されておりますけれども、厳しい状況だとは思いますが、それぞれの利用促進策をやっぱり充実させていながら、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。なかなか展望が見えづらい状況かもしれないけれども、ぜひよろしく願いたいと思えます。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 ないようでございますので、なければこれで付託された議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第2号、第7号及び第26号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、本委員会に付託された請願第22号を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第22号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○仁木私学振興課長 表紙に第5回総務常任委員会付託請願と書かれている資料をお願いいたします。1枚開いていただきたいと思えます。

請第22号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会からのものでございますが、前者は県下の私立中学校及び高等学校で組織する会、後者はPTA等で組織する会でございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私学助成の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたいというものでございます。

私学助成につきましては、国において交付税措置や国庫補助といった財源措置がなされておまして、本県の本年度予算では、私学全体で約118億円、うち中高等学校関係で約87億円を計上いたしております。

このうちの多くは経常的な運営経費に対する補助でございますが、この助成は生徒数に応じて算定されますために、生徒数の減少は授業料収入の減少と経常費助成費補助金の減少につながります。この点が請願書の3段落目の訴えにつながっているものと思われま

す。

次に、4段落目についてでございます。

公立高等学校の授業料が無償となったのに

対しまして、私立は、就学支援金が支給されることとなったものの、依然として自己負担が残っております。このため、各都道府県においては、独自の授業料減免補助に取り組んでおりますが、制度の内容は各都道府県におきましてさまざまであり、結果として都道府県間で新たな格差が生じているという訴えでございます。

また、5段落目は、私立学校施設の耐震化についてでございます。

平成23年4月1日現在、私立中学高等学校の耐震化率は56.3%にとどまっております。私立学校施設の耐震化に対する国の助成制度は、高校については改築に係る補助がなく、また耐震補強工事に係る補助率が公立学校より低い状況でございます。

したがいまして、県といたしましても、東日本大震災の教訓を踏まえ、私立学校施設の耐震化を推進するため、現行の国庫補助制度に加え、県単独の新たな補助制度を今年度創設いたしましたところでございます。その一方で、国に対しても、引き続き補助制度の拡充を行うよう提案を行っているところでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第22号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「異議なし」「採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第22号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 異議なしと認めます。よって、請第22号は、採択することに決定をいたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第22号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配付をさせます。

（事務局意見書(案)配付）

○池田和貴委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

続きまして、請第26号消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略をいたします。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 次に、採決に入ります。

請第26号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りをいたします。

請第26号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認めます。よって、請第26号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料は、熊本県地域防災計画の見直し及び防災対策についてでございます。

1ページをお願いします。

去る9月11日に、地域防災計画策定委員会を取りまとめました地震・津波被害想定調査の中間報告について、その概要を御報告いたします。

まず、調査対象地震、下段に書いておりますとおり、この6つでございます。

2ページをお願いします。

上段には、発生確率、30年以内のを記載しております。御留意いただきたいのは、米印1で示しておりますが、南海トラフにつきましては、それぞれ3地震ごとの数値を上げております。今般、内閣府から示されました南海トラフにつきましては、3連動型地震として、さらには地震規模を東日本大震災と同規模に引き上げて検討が行われており、その発生頻度も極めて低いとされているところでございます。

下段が、本県内の対象地震の図でございます。

続きまして、3ページが今回算定しました想定震度の一覧でございます。最上段に対象地震名を書いており、その地震ごとの震度をお示ししております。黄色の着色箇所が、今回県で調査しました中で、各市町村での最大

震度となっているケースでございます。なお、市町村によっては南海トラフのほうが大きいところもございます。

なお、注意書きの1で記載しておりますが、今回の中間報告は、速報値として、各市町村の防災拠点ともなります市町村役場地点で計算を出しております。したがって、場合によっては、同じ市町村の中でも現在の数値を超える箇所があることも考えられます。今後詳細に調査しまして、最終報告では市町村内の最大震度もお示ししたいと考えております。

4ページをお願いします。

こちらが最大津波高の一覧でございます。

それぞれ2段書きに表記しておりますが、これは海面につきましては潮の満ち引きがございますので、上段には、いわゆる満潮時の潮位に津波が重なった場合の海拔時の高さをあらわしております。下段が、地震に伴って発生した津波の分のみをあらわしているところでございます。5ページ上段は、それを絵で説明したものでございます。

また、4ページの一番下、参考でお示ししておりますが、今回の国で出しました南海トラフの数値でございます。

南海トラフにつきましては、今回、東シナ海に面した天草灘分のみしか発表がございません。県では、国から詳細なデータの提供を受けまして、有明海や八代海域への影響についても今後算出したいと考えております。

5ページの下段が、今後のスケジュールでございます。

地震の検討につきましては、液状化や土砂災害等の予測についても、また、津波については、浸水範囲の予測を出してまいります。その後、被害想定として、地震、津波ごとの人的被害や建物被害、ライフライン等被害の予測をしまして、年内には最終報告として取りまとめたいと思っております。年明け後に

被害シナリオ等を作成し、年度内には地域防災計画のさらなる見直しを行うことといたしております。

6ページをお願いします。

今回、検討部会の中でも議論になりましたのが、過去最大の津波被害をもたらしました1792年の島原大変でございます。熊本県で死者5,000人、長崎県で約1万人に及ぶ被害があっております。

検討部会では、島原大変につきましては、眉山の崩壊による土砂の海中への突入や、その他複合的な要因により発生したのではないかと考えられるのですが、現在の知見では、このときの津波を再現することはできないとの結論に至りまして、今回の検討に際しましては、対象から外すことといたしております。将来的に解析が進んだ段階で、さらに改めて検討を行うことといたしました。

ただ、下段に書いてありますとおり、とはいえ、島原大変は、5,000人を超す甚大な人的被害をもたらしたのは事実でございます。また、県内には、当時の惨状を伝える供養塔や墓碑等も残されておまして、これを風化させないように努めなければならないとの意見が多く委員の先生方からあっております。

昨年の東日本大震災を踏まえまして、改めて地震、津波などの大災害の教訓や石碑、モニュメント等の持つ意味を後世に伝承しまして、引き続き防災教育や避難訓練に取り組んでいく必要があると検討部会では整理がなされたところでございます。

以上が中間報告の概要です。

7ページをお願いします。

原子力災害対策について御報告いたします。

まず、1でございますが、7月6日、川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書を締結いたしました。川内原発が所在します鹿児島県、それから薩摩川内市以外の

自治体では、初の締結となります。この締結で、川内原発の事故発生時に、九電から第1報を確実に入手できる体制を整備したところでございます。

また、下段の2でございますが、川内原発から比較的近距離にあります関係4市町、水俣市、天草市、芦北町、津奈木町と県が連携、協力して必要な対策の推進を図るため、8月9日に対策推進会議を設置し、第1回会議を開催しております。来月開催予定の第2回会議以降、国の動向や鹿児島県の取り組みなどにも留意しながら、具体的対策を協議していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○古閑人事課長 人事課でございます。

別冊A4横になっております総務常任委員会報告資料の地域を支える体制のあり方についてをお願いいたします。

本日は、地域振興局の広域体制の整備の考え方の案について御報告をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、資料の左上の部分ですが、新4カ年戦略では、今後の地域振興の基本方針としまして、政令市以外の地域振興を掲げており、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆる地域ビジョンに沿いまして、市町村の枠を越えた広域的な取り組みを強力に支援することといたしております。また、そのために住民に直接かかわるサービスは、10の振興局で引き続き提供しながら、広域的な取り組みを推進する体制を整備することをうたっております。

加えて、右上の部分ですが、さきの広域大水害の教訓として、災害等の有事の際の動員力、機動力の必要性が改めて明らかになったところでございます。

この2点を踏まえまして、真ん中中央ですが、今回、現在地域振興局の10局体制は変えずに、地域密着性は維持するとともに、これまでの広域連携をさらに進め、複数の振興局を束ねる広域体制として、広域本部——仮称ですが、を新たに整備することといたしております。

下段になりますが、これにより、地域振興局が有する地域密着性と広域本部が新たに担う機動性や専門性を兼ね備えた総合力のある体制を各地域に構築していきます。また、あわせて多くの経験と知識を要する専門的な業務につきましても、広域本部で集中的に処理し、住民サービスの向上を図っていくこととしております。

なお、広域本部の名称につきましては、現時点ではあくまでも仮称でございます。以下、説明の注釈は省かせていただきます。

2ページでございます。

広域本部の設置のイメージでございますが、県下を県央、県北、県南、天草の4つのエリアに分け、この4つのエリアにそれぞれ広域本部を置くことといたしております。

まず、左から2つ目でございますが、県北広域本部につきましては、玉名、鹿本、菊池及び阿蘇の4つの地域振興局を統括し、また、県南広域本部につきましては、八代、芦北及び球磨の3つの地域振興局を統括することといたしております。

最下段の米印のところでございますが、県央広域本部につきましては、政令指定都市の効果を全県的に波及させる観点から、これまで地域振興局を設置していない熊本市地域もエリアに含むこととし、宇城及び上益城地域振興局に加え、熊本土木事務所、熊本農政事務所も統括することといたしております。

なお、天草広域本部につきましては、他の地域振興局までの移動時間が90分を超えることを考慮しまして、天草地域振興局と同一のエリアといたしております。

3ページをお願いいたします。

具体的に広域本部で実施する主な業務と地域振興局の役割分担でございます。

まず、広域本部の主な業務としては、3つを掲げております。1点目は、広域本部長にエリア内の地域振興局の職員の配置権限を与え、災害発生等の有事の際に迅速に支援をすること、2点目は、観光振興などの広域的な地域振興業務を実施すること、3点目は、収税、検査関係等の専門性の高い業務につきまして、集中的にすることといたしております。

次に、地域振興局ですが、引き続き10の振興局で国県道の管理、農業改良普及業務等の住民に直接かかわるサービスを実施することといたしております。

3点目の市町村への権限移譲につきましては、さらに推進することといたしております。なお、特にとということで、1局1自治体となっております地域、具体的には山鹿市になりますが、この山鹿市へ地域振興局の権限を積極的に移譲することにより、住民サービスのワンストップ化などを図るなど、地域課題への対応力を強化していくこととしております。

最後に、下段になります。今後のスケジュールでございます。

本日、総務委員会に御報告の後、10月以降、具体的な業務内容等の検討をさらに進めまして、12月には、地域振興局設置条例に関しまして、広域本部の設置に伴う所定の改正を行う予定でございます。できれば、来年4月からの設置を目指しております。

4ページには、参考までに広域本部のエリア分けのイメージ図を掲載しております。

人事課からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

同じく、別冊になっております総務常任委

員会報告資料財政課と書いたものをお願いします。A4縦でございますが、タイトルに平成23年度熊本県普通会計決算の概要としております。よろしく申し上げます。

普通会計の決算の概要を御報告申し上げます。

1番でございますが、そもそも普通会計につきましては、全会計を公営事業会計を除いて一まとめにしたものでございます。全国統一的な財政状況の把握とか財政比較に用いる便宜上、架空の会計でございます。

表をごらんいただきますと、決算規模を記しております。歳入総額は、前年度より694億減の7,664億というふうになってございます。歳出総額につきましても、前年度より699億円減をいたしまして、7,385億というふうになっております。

この要因につきましては、表の下に書いてございますとおり、歳入、歳出ともに、国の経済対策事業あるいは水俣病被害者救済対策あるいは九州新幹線の建設事業負担金、こういったものの減少によるものでございます。

2番をごらんいただきたいと思っております。

各種財政指標として、2種類掲げております。上段でございますけれども、財政基盤の強さをあらわす財政力指数でございます。これは、今回0.356というふうになりまして、前年度より低下、すなわち弱くなっているということでございます。背景にはリーマンショック後の税収の低迷がございまして、

また、下段でございますけれども、財政構造の弾力性を示す経常収支比率でございます。これも93.1%となりまして、昨年度に比べますと2.3ポイント硬直化が進むという状況になってございます。これは地方財政全般の話でございますが、経常的な一般財源、地方交付税、臨財債等の一般財源が減少したことというのが背景にございまして、

なお、次ページ以降には参考資料を添付しておりますが、後ほどごらんをいただきたい

と思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○原消防保安課長 消防保安課です。

鹿児島県を加えた4県での防災消防ヘリコプター相互応援協定の締結について御報告いたします。つづりは、2ページ、2枚つづりのものでございます。

現在、熊本、大分、宮崎の3県で締結しております防災消防ヘリコプターの相互応援協定につきまして、鹿児島県のほうから参加の申し出がございました。これまで鹿児島県は、多くの離島を抱えますことから、3県協定には参加しておりませんでした。2年前の平成22年10月、奄美災害時に、鹿児島県の防災消防ヘリが運休中で、国を通じた応援要請に時間を要したこと等を教訓としまして、隣県との応援協定の必要性を認識されての申し出と聞いております。

協定では、各県の防災消防ヘリが点検、整備等で出動できない場合に加えまして、大規模災害等で応援が必要な場合に出勤要請できることとしております。なお、鹿児島県は、九州本土より南の種子島、屋久島、奄美大島などまで、遠距離の離島を多く有しております。ほかの県の防災消防ヘリが日常的に遠隔地まで出動することは、各県の防災消防体制上も影響がありますことから、これら遠隔地の離島につきましては、大規模災害時に応援する方向で調整しております。

鹿児島県が加わりますメリットとしましては、本県より輸送力のある大型機が加わることにより、防災体制が充実することなどでございます。

裏面をお願いいたします。

裏面の真ん中、2点目でございますが、ヘリは、点検、整備等によりまして、通常、年間では40日から50日の運休期間がございまして。特に、昨年は、検査期間が長かったた

め、本県では91日運休しておりますので、このような間を相互に応援することは大変有効でございます。

また、隣県との応援協定では、大規模災害に至らない事案につきましても、迅速に応援要請ができ、また、日ごろから点検、整備等の情報を共有しまして、運休が重複しないような調整ができるメリット等もございます。

以上のように、応援要請の相手がふえますことは、各県の防災消防体制の強化にお互いメリットがございますので、現在10月中の協定締結に向けまして、各県でそれぞれ議会等へ報告を行うなどの調整を進めているところでございます。

3ページ目は、応援区分の図を示しております。

これは、あくまで4県の出動バランスを考慮した、原則とする応援区分でございます。運休等の状況によっては臨機応変に出動することとしております。

最後のページですが、鹿児島が大型機と申しましたが、熊本、大分、宮崎、鹿児島のそれぞれのヘリコプターの性能比較表を載せております。

以上でございます。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について御報告させていただきます。資料は、1枚紙のもの、川辺川ダム問題についてという資料でございます。

1番目の第6回五木村の今後の生活再建を協議する場についてでございますが、昨年6月の国、県、五木村の3者合意に基づき、今年度から、国、県、村がそれぞれの役割を担い、村の生活再建事業に取り組んでおりますが、3者合意において、毎年度、翌年度に実施する予定の事業内容を協議するという事になっております。このため、去る8月30日、五木村においてこの協議会を開催してお

ります。

協議の概要ですが、枠囲みの中の上から2つ目の丸ですが、平成25年度に向けた課題と要望として、村から国、県に対して、来年度も3者合意の枠組みにより、現行予算を使った取り組みを進めてほしいという要望がなされております。また、村から国に対しては、水没予定地の利活用に関して、今残土を使った造成等を行っておりますが、そういったことの一層の支援、それから県道宮原五木線、頭地大橋の早期開通について要請がなされております。

次の丸ですが、平成25年度に向けた国、県の取り組みということで、国は、川辺川ダムに関連する五木村の生活再建に必要な事業に対して、引き続き財政面、技術面での支援を行うことを表明しております。また、3者合意に基づき、ダム関連の残事業、4つありましたが、残っていた頭地大橋、元井谷水源の整備について、今年度中に完成させるとしております。また、水没予定地の利活用についても、試行的な整地を行いつつ、引き続き検討していくとしております。

次に、県の役割ですが、村の振興に必要な国道445号、九折瀬地区と清水トンネルの整備を引き続き実施していくとしております。なお、九折瀬地区は、25年度に環境調査、清水トンネルは、25年度に完成予定ということになっております。また、来年度も、50億の財政負担の約束に基づいて、五木村振興交付金により村に対して財政支援を行うこととしております。

その次に、国と県は、県道宮原五木線のつけかえ区間、頭地大橋について、年度内の供用を目指すこととしております。

裏面をお願いします。

補償法案、ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案であります。本年3月13日に政府が法案を閣議決定し、通常国会へ提出してございました。その

後、国会情勢もあり、一回も審議されることもなく、そのまま9月8日通常国会閉会ということになりまして、9月6日の委員会において継続審議ということが決定いたしました。

今後の県の対応方針であります。県としては、補償法の有無にかかわらず、3者合意に基づく現行制度の中での地域振興策を速やかに進めていくとしております。なお、法案の今後の動向については、引き続き注視してまいります。

以上です。

○池田和貴委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、地域振興局の広域体制の整備ということで御説明をいただきまして、事前に何回か説明もいただいているんですが、広域本部をくくることによって、やっぱり一番私は懸念するのが、本庁と地域振興局の間にもう1つの組織ができるということで、屋上屋といいますか、そういうふうになってくるんじゃないかと懸念しますし、御説明ありましたように、災害のときの迅速性だとか言われましたが、1つ組織ができることによって、そういった迅速性とか意思決定、この辺のあり方も、ワンクッション置くことになって、少し時間が逆にかかってしまうような状況も懸念をされますし、特にやっぱり災害のことを言われましたが、災害情報あたりは、この本庁のあそこの対策室に全て集まってくるわけであって、広域本部はそこからやっぱり情報をもらわないと動けない状況がある中で、そこであえて広域本部がその指揮を、災害現場のほかの地域振興局エリアの災害の陣頭指揮はなかなかとりづらいんじゃないか、逆に、本庁のほうからいろいろと対応をしたほうが迅速に、的確に動けるん

じゃないかというような懸念もありますので、その点いかがお考えなのでしょうか。

○古閑人事課長 まず1点目、屋上屋になるんじゃないかという御懸念でございますが、これはお手元の3ページに広域本部が実施する主な業務と振興局の役割分担というのを書いてございます。

あくまでも広域本部につきましては、いわゆる広域的な地域振興と、あと専門性の高い業務等を集中的に処理するというようなことを考えておりますので、できるだけ振興局との役割分担を明確化することによって、屋上屋ということにはならないというふうに理解をしております。

あと、特に災害を具体的な例としてお示しというか、お話がございましたけれども、今回災害で、特に阿蘇地域で甚大な被害が生じましたけれども、特に初動体制におきましてのマンパワーの確保、これが我々、今回の災害の一つの課題といいますか、というふうに考えております。

阿蘇地域だけの職員では、なかなか初動体制、特に発生から1週間までの体制を確保するのは非常に難しゅうございました。それを、今回広域本部という形で、その本部の中でのマンパワーを確保するというようなことで、迅速な職員の配置なり、スムーズな職員の配置ができるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 迅速なマンパワーの確保が、その広域本部がいいのか、私はやっぱり本庁で県内全体的に、全ての県職員の状況を見て確保したほうがマンパワーは確保されるというふうに、その広域本部だけのエリアの職場だけじゃなくて、そういうふうに考えますけれども、初動はやっぱり近くでやりたいという意向なんではないでしょうか。

○古閑人事課長 人事課でございます。

特にフェーズ1と言われます発生から1週間の期間に関しましては、特に初動体制ということになりますけれども、そこにつきましては、やはり広域本部、より地域に身近な広域本部でそういう体制を整備するということが大事なかなというふうに考えております。

1週間以降、いわゆるフェーズ2、フェーズ3の段階に入りましては、県庁全体で、いわゆる人員体制の確保なり、中長期的な視点での体制の整備、そういったことが必要になるかなというふうに考えております。

○鎌田聡委員 済みません、災害だけを言いましたけれども、それだけじゃなくて、やはり広域本部という体制よりも、私は、本庁と色々な仕事は地域振興局と直結して、そこでやっておいたほうが、やっぱり一つ何か組織を置くことによって、市町村からのいろんな——とか県民の問い合わせも、一つやっぱりワンクッションを置かなきゃならないというようなところが見受けられますし、もしこれをやるのであれば、それなりの権限なり財源というのを移していかなければ、結局最終的にはいろんなことは本庁で私は判断すると思っておりますけれども、その辺の権限とか財源もやっぱり明確にしていかなきゃならないと思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがですかね。

○古閑人事課長 広域本部での、いわゆる権限、財源というお話でございますが、基本的にこれから詳細を詰めさせていただきますけれども、特に権限につきましては、今申し上げましたように、いわゆる統括します振興局の人員配置の権限あたりは持たせるということで進めさせていただいております。

あと財源等につきましては、今地域振興を推進するいろんな財源がございます。地域振興局の活動推進費とか、あと地域づくりのチ

ャレンジ推進事業とかいろいろございますけれども、そこら辺をどういうふうな形で広域本部とかませながらやっていくかということについては、これから関係部局とも協議を進めながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 これからその業務内容とか組織を検討されて、条例が12月に出されてくると思っておりますけれども、その中で、ぜひ今申し上げました視点というのを生かしていただいて、特にやっぱり県民から見ると、新たにまた組織とかポストとかつくることによって、何か行政がまた肥大化していくんじゃないかというような懸念もありますけれども、あくまで行政は効率化させていくべき、ただ、サービスレベルは落とさないやり方がどうなのかということもありますし、やっぱり組織の意思決定の迅速さとか、初動対応がどう迅速に動けるのかという観点もありますので、そういったところも含めて、やっぱりこれからの期間の中で御検討いただき、そしてまた、私も、今後また議論も進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひそういった観点から、この体制をつくるのであれば対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○重村栄委員 もう中身のことは申し上げないんですけれども、私は、個人的にいろんなものは全てシンプル・イズ・ベストと思っているので、あんまり複雑化することは、決して結果的にはよくないというふうに私自身の個人的な見解を持っているんですけれども、今回広域本部をつくるということ、これについての是非論はもう申し上げませんけれども、要するに、最終的にきちんと機能する形になってほしいなど。

ややもすると、組織をいじったことで、何か問題解決ができたというふうに逃げてしま

う部分がよくあるんですね。民間もありますけれども、役所関係は特にそういう傾向が強いと思いますので、組織論がただ組織論で終わらないように、これをきちんとした機能でできるものにしていただきたい。そして、事あるときに、きちんとそれが機能できたという結果につなげていただきたいと思います。また同じように、何かあったときに、これじゃ組織が悪かったとまたいじったんじゃ何もならぬと思うので、そういう意味で、今鎌田先生がおっしゃったように、やっぱり最後は結果が全てですので、そういう結果につながる組織にさせていただく、そして風通しのいい組織にさせていただくということをぜひお願いしておきたいと思います。

○氷室雄一郎委員 私は、平成の大合併が一応終息をいたしまして、県土のビジョンをつくるべきであるということはずっと言い続けてまいりまして、これには長い間時間もかけていただきましたし、執行部のほうは、部長初め各市町村の御意見等も踏まえながら——この前、そのビジョンを示されたばかりのときに、今回また災害等もございまして、またその中でも私は、10の振興局を残すのならば、その体制強化を図らないかぬということはずっと求めてきたわけでございますけれども、その中で、こういう考え方なり、またお知恵を出していただくということは大変ありがたいことと評価をしているわけでございますけれども、質問でもございましたその整合性の問題もありますし、ただ災害だけという、また可動性の問題だけというんじゃなくて、やはり県土全体の各地域の浮揚を図ることから考えれば、ビジョンとまた今回のこういう考え方、どのように考えるかという非常に難しい問題もございまして、また、市町村の考え方、しっかり協議をしながらつくられてきたわけござい

ます。

今回は、そういう時間的な余裕は私は余りなかったような気もいたしますけれども、そういう構想を考えられる時間的な余裕の中で、各市町村なり、そういう考え方を組み入れられた時間的な余裕があったのかどうかということをまず1点。

また、これから広域本部をつくっていかれるという方向性はもう示されたわけでございます。しかし、時間的にはまた、ここにスケジュールが示されておりますけれども、そういう中でもさまざまな御意見もございまして、ただ、防災のためということだけではなくて、やはり全県の、政令市に伴うその波及効果を県土に及ぼして県全体の浮揚を図らないかぬということが大前提であると思いますので、その辺の余裕なり期間的なものは、以前からこういうものを考えておられたのかということと、もう一つは、そういう各市町村なんかの御意見等なり、聞く余裕、時間的なものはあったのかということです。

また、今後、そういう行政だけで、県だけでこういうものを進めていかれる、もちろん議員なり、さまざまな御意見等はこれから発信する場所がありますけれども、これからのこれを詰めていく段階における考え方について、3点についてお尋ねをしたいと思えます。

○古閑人事課長 まず、広域本部の設置の目的についてちょっと冒頭申し上げさせていただきます。

まさに委員が御指摘ございましたように、今回のいわゆる広域本部につきましては、地域ビジョンで示された広域的な取り組みを推進するための体制というのが前提でございまして、そういうことを踏まえまして、今後の地域振興を進めていきたいというふうと考えております。

まず、御指摘の1点目の時間的な余裕とい

うことをございますけれども、これは冒頭1ページで御説明しましたように、4カ年戦略で打ち出しをさせていただいております。その前に、知事の実はマニフェストの中でも、この10局体制並びに広域的な取り組みを推進する体制の整備というのは打ち出しがなされておりますが、それを踏まえたとこで4カ年戦略の中で位置づけをさせていただいております。それを踏まえまして、今回の体制整備の検討ということを始めさせていただいております。

その中で、これまで市町村との意見交換等もさせていただいております。全ての市町村を回りまして、各首長さん並びに主たる部署の首長さん等と意見交換をさせていただいておりますが、そういう中で、いろいろ御意見等を踏まえながら今回整備を進めているというところでございます。

今後につきましては、同じように、これから具体的な検討を進めてまいりの中で、いろいろな関係機関並びに議員の先生方を初めまして、御意見等をいろいろお聞きしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 これには今までの過去の歴史が非常にあるわけでございまして、知事の2期目のマニフェストにも、振興局の10体制は維持すると、こういう中でサービスが低下しないようにやっていくという大まかな柱は示されておりますけれども、そういう中でこのように動きでございますので、先ほどおっしゃった、さまざまな御意見が出ましたけれども、やっぱりこういう方向で進むということであれば、あとまた先々におきまして、こういう体制がまたこうだったああだったということがないように、やはり私は県土の全体の浮揚、また地域の活性化という、そういうことに視点を置きまして、もちろん災害なり、またそういう防災の面もありますけれど

も、それだけということではなくて、全体的な観点から進めていただきたいし、またそうあるべきであるという考え方だと思いますので、その辺はしっかり、どこの部署ということではございませんで、さまざまな部署がかかわってまいりますので、最後に部長のほうから、今後のまとめ方につきまして御答弁をいただきたいと思います。

○駒崎総務部長 いろいろ貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。

氷室先生のお答えのほうを先に少し申し上げますと、地域ビジョン、企画が昨年の暮れに発表しましたビジョンに沿って、地域振興局をどういうふうに扱うかというのを検討を重ねてまいりまして、マニフェスト、4カ年戦略という流れになったわけでございますが、時間的には、地域ビジョンに比べると早く打ち出したかなという御印象があるかもしれませんが、これは地域ビジョンという非常に練ったものがございましたので、その6つの地域を、6つごとに組織で支えるようにするのか、それとも、組織論ですので、余り極端に小さい組織、大きい組織というわけにもいきませんので、あるいは災害のときの対応力とも考えますと、一定程度の規模とか人員を抱える必要もあるかということで4つというふうなことで今御提案をして、御提案といたしますか、正式の提案ではございませんけれども、お示ししているというところでございます。

したがって、比較的短期間にまとまったという面はございますけれども、これは地域ビジョンに沿って、それを支える組織としてどうするかということの流れで来たということでございますので、決して拙速で出てきたということではないという点は御理解をいただきたいと思います。

あと、そのほかの点につきましては、災害のときにかえってタイムラグを生ずるのでは

その際、県議会に対しましては、県議会議長、それから交通対策特別委員会の正副委員長、それから今総務委員会の正副委員長、それから地元県会議員の方に御案内を差し上げているところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 そういふのは全議員にも、案内をしなくても、こんなことをやっているぞぐらいやっぴいんじゃないかなということに僕は言っているんですよ。だけん、特別委員長にやったとか委員長にやったとかということに言っているんじゃないで、こんな事業をやっていますということぐらい、新聞で見らなきゃいかぬようなことでは残念だなと私は思ったんですよ。

○小林理事 空港ビルのオープニング式ということで、空港ビルの安田社長のほうで御招待客をいろいろと練られて、県議会へのお知らせについても、私どもも、ちょっとリストは見させていただく中で、これでよかろうということに思っていたわけですが、中身について、その御招待客ということにつきましては、キャパシティもありますし、その限界があるし、会社としてどうしたいかというのが優先されると思いますが、その中身について、こういった話が起きているということについては、なるべくお知らせすべきだと思っておりますので、そこは丁寧にやっていきたいと思っております。

○荒木章博委員 なるべくじゃなくて、やっぱりどういふ事業があっているのかだけ、紙1枚でもいいから——これは、韓国、いろいろ呼んで大々的にやったわけだから。そして、私の知り合いも支援者も大分出場しているんですよ。そして、全部協力してくれというふうにしてやっているんだけど、今の議会にも案内もないんですかということでは、

やっぱり知ること、知る権利ぐらい——案内をせえとは言わぬ、それは席がないのであれば。

それが、県立劇場の事業でもそうでしょう、さっきに戻れば、2,000数百万もの予算をかけてでも、案内もやらないんだから、報告もないんだから。だから、今度はきちんと吟味しますよ、この予算については。どれだけかかったかは。それか、12月の本会議場で言いますよ、きちんと。そういう体制であれば。

○錦織企画振興部長 先ほどのちょっと補足でございますが、私どもとしまして、なるべく大きな事業は議員の皆様方に情報をマイルドにお送りするという作業をやっておりつもりではございまして、実は最初に御指摘いただきました県立劇場のこの秋の催し物一覧につきましても、冊子がございまして、それは議員の皆様にお配りしておるつもりではございましたが、実際にはいろんな資料に紛れてごらんいただけないということもあろうかと思っておりますので、そういうことのないように、もうちょっと細かい配慮ができないかということは今後考えさせていただきたいと、かように思っております。

○荒木章博委員 予算がかなり大きいものだからですね。100万、200万の事業じゃないし、そして、もうさっきに戻る話になるけれども、一部の人間だけで満タンにしてしまうようなことだけにはならないと。さっき言うたように、県民に開かれて、参加できるように、見学できるように、見ることができるようにやってほしいというのが私の思いなんですよ。

それと、せっかくですから、GNHの取り組みについて、予算化と、どういうふうな今まで——中間報告か何かあればちょっと説明していただきたいと思っております。

○坂本企画課長 企画課でございます。

AKHと呼びならわしております県民幸福量についてですが、今議会でも質問がございましたアグリゲート・クマモト・ハピネスと呼んでおります。

これは22年から研究を始めてはおりますが、実際、昨年に研究の委託をいたしまして、報告書という形で我々の手元にあります。さらに精度を高めていくために、今年度も研究を進めようと思っております。

新4カ年戦略の中では、この指標化により、それを政策評価に生かしていくというようなことが書いてありますので、できる限り早い段階でこれを形にしていこうということで、今まだ研究を進めているという段階でございます。

○荒木章博委員 研究の過程では、例えばどんな予算をどこに依頼してとか、そういうような形はやっているんですか。どのくらいのデータが出て、中間報告なんかあったんですか。

○坂本企画課長 昨年は、この指標化につきまして、研究委託を学園大学のほうにいたしました。400万程度の額で委託をしております。

以上です。

○荒木章博委員 その原点であるというのは、GNHの、要するに幸せの国ブータンとって、私もブータンにこの前行ってきて、首相とか官房長とか、2時間ぐらい粘ってそのGNHのことについて討論というか、通訳を通じて話をやっていたんですけれどもね。

非常に知事も、そのブータンのこのGNHをうまく使って、AKHという一つの取り組みを400万の予算をかけて、あれは学園大ですか、坂本教授ですか、坂本正さんに依頼を

してやったんですけれども、それはまだ中間報告というのは全然出ていないんですか。さっきも何遍も言いましたが。

○坂本企画課長 23年度事業については、報告書という形で上がってきております。

○荒木章博委員 報告書というのは、やっぱり1回出たわけでしょう。それは見ることはできますか。

○坂本企画課長 ホームページ上にも一応掲載をしております。

○荒木章博委員 それをいただいているいいですかね。

○坂本企画課長 はい。

○荒木章博委員 わかりました。それなら、後でまた。

○鎌田聡委員 また人事課長に、申しわけないですが、障害者雇用の関係で、今県庁でも障害者の方は雇用されていると思いますけれども、身体の方は常用で雇用されているということですが、知的と精神の方は短期1年間の雇用ということなので、知的と精神の方も常用ということに結びつけていけないのか。どういう課題があって短期ということになっているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○古閑人事課長 今委員御指摘のように、身体障害者の方は、今職員として採用させていただいております。知的の方、あと精神障害をお持ちの方につきましては、今現在非常勤職員という形で採用をさせていただいております。結果、委員御指摘のように、1年単位というような状況でございます。

今現在非常勤職員という形での雇用をさせていただきながら、別途知的障害者の方には、いわゆるコーディネーターの職員をもう1人別につけております。そういうフォローをさせていただきながら今雇用という形でやらせていただいております。正規の職員の採用まではもう少しいろんな課題があるかなというふうに考えておりますので、今現在非常勤というような雇用の形をもう少し続けさせていただきたいなというふうに考えております。

○鎌田聡委員 なかなか難しい方もいらっしゃると思いますけれども、課題がいろいろあるということですが、その中でも、できるだけ非常勤からまた常勤に、正規のほうにつなげていくように、課題あたりも、解決に向けての取り組み、検討も深めていただいて、できれば知的、精神の方も含めて、ぜひ常用につなげていっていただきたいと思いますが、なかなか来年からということは難しいんですかね。いかがですか、状況は。

○古閑人事課長 今時間をかけさせていただいているというのは、その方々にやっていただく業務あたりを、いろいろ関係部局とも調整しながら、今いろんな形で、いろんな方法で仕事をやっていただいておりますので、もう少しそこら辺時間をかけさせていただきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。

いずれにしても、法定雇用率というのが定められておりますし、また民間にもそういうことを促している立場だと思っておりますので、ぜひ県のほうでまずそこをクリアしていただくことによって、やっぱり民間のほうにも促していくという取り組みが私は必要だというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに御検討いただきますようお願いしておきます。

○重村栄委員 障害者の支援という流れの中で、障害者施設あたりでいろんなものをつくりながら販売されていますけれども、なかなか頭打ちになっている状況で、その中で、数年前から役務の提供という形で、要するに体を使って働いて、その分で収入を上げようというような動きで役務提供というのが出てきていますが、県の関連の中で、その役務提供あたりの契約とか、そういった件数はどういふふうになっていますか。ここ数年の動きというのわかりますか。

○古閑人事課長 済みません、ちょっと役務のところまでは把握ができておりません。

○重村栄委員 わかったら教えてください。どんなふうな状況になっているか、件数、金額。

○池田和貴委員長 重村委員、じゃあ後でよろしいですか。

○重村栄委員 後でいいです。

○荒木章博委員 この前、龍田の災害がございましたときに、あれは30人ですか、ヘリコプターで助けたのは。あれは県警のと自衛隊ですか。それか、その内容、ちょっとそれを聞かせてください。

○原消防保安課長 消防保安課です。

この前の7月12日、ヘリが救助しましたのは、防災消防ヘリで16名、自衛隊ヘリで16名、合わせて32名となっております。

○荒木章博委員 自衛隊16に……

○原消防保安課長 防災ヘリが16です。

○荒木章博委員 防災ヘリというと、熊本県が持っているこの……

○原消防保安課長 「ひばり」です。

○荒木章博委員 このヘリで16ですね。

それで、これはオスプレイを配備するならば、もう今から、もしこれで——あれは大量に乗るわけでしょう。だから、あれは何回も出動して——これは沖縄も周囲が入っているから、最終的には緊急の場合は沖縄方面もなっているから、ああいうのをせっかく飛ばすのであれば、こういう緊急のときも使わせていただければ非常に助かるんじゃないかなというふうに思ったので。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
——ないようでございますので、なければ以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長